

平成30年度開設分

「小規模多機能型居宅介護事業所」「看護小規模多機能型居宅介護事業所」

開設事業者募集要項【再募集】

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

1 はじめに

本市におきましては、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護について在宅での生活を支える主要な介護サービスと位置付け、積極的な整備に努めているところですが、今後進行する高齢化に対してこれらの介護保険事業所の必要性は、さらに高まるものと考えられます。

このような状況を踏まえ、より一層、小規模多機能型居宅介護事業所等（サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所を含む。以下同様。）の整備を促進し、地域における介護サービス提供基盤の整備を推進するため整備補助事業を行います。

この補助金を活用した当該事業所の整備を希望される事業者におかれましては、この要項及び関係法令等を十分にご理解の上、応募いただきますようお願いいたします。

2 整備補助事業の概要

(1) 補助対象法人

○「社会福祉法人」「医療法人」「特定非営利活動法人」として、3年以上の介護保険関係事業の運営実績を有すること。

整備補助対象となる法人は、3年以上の介護保険関係事業の運営実績を有する次の3法人に限ります。

○社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する「社会福祉法人」

○医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する「医療法人」

○特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する「特定非営利活動法人」

上記いずれかの法人格とともに必要となる3年以上の介護保険関係事業の運営実績は、本市内外を問いません。

(2) 整備補助金額

32,000千円

<参考>

平成29年度整備補助単価 「32,000千円」

ただし、整備に要した費用がこの額に満たない場合には、実際に整備に要した費用を上限とします。
なお、事業所の整備形態は、新築整備、既存建物の増築・改修による整備、いずれの形態でも構いません。

また、新たに事業所を開設する場合に限らず、既存の小規模多機能型居宅介護事業所がサテライト型を開設する場合についても対象となります。

*補助対象経費：工事費、工事請負費が補助の対象となります。

土地の取得に係る経費、造成費などは補助対象外となります。

※また、この補助は愛知県の「地域医療介護総合確保基金」を活用して行うものであり、本市及び愛知県における平成30年度予算編成（平成30年3月議決予定）の過程で補助金額が低くなる場合や補助そのものがなくなることもありますので、併せてご了承ください。

(3) 事業所建物の所有形態

○法人の自己所有であること。

法人が自己所有する建物を新築、改修等する事業所であることを原則とします。

ただし、改修等による事業所整備については、次の条件を満たす場合には、賃貸借物件による事業所整備も可とします。

- 「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年7月11日 厚生労働省告示第384号）の規定による事業所建物の構造に基づく処分制限期間を超える期間の賃貸借契約が確保されること。

(4) 事業所用地の所有形態

○法人の自己所有であること。

事業所の建設用地は、法人自己所有であることを原則とします。抵当権等の施設存続の支障となりうるような権利設定がないことが必要です。

ただし、次の各条件を満たす場合には、借地による整備も可能とします。

- ① 「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年7月11日 厚生労働省告示第384号）の規定による事業所建物の構造に基づく処分制限期間を超える期間の賃貸借契約が確保されること。
- ② ①に基づく期間での「地上権」又は「賃借権」を設定し、これを登記すること。

3 募集の概要

(1) 応募資格

- 介護保険法に規定する欠格事由に該当していないこと。
- 介護保険法及び老人福祉法の規定を遵守していること。
- 本市が実施した過去の事業者公募での採択内容を遵守していること。

○介護保険法に規定する欠格事由に該当していないこと。

整備補助事業の概要にある補助対象法人の要件を満たすとともに、介護保険法第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号に規定する事業者指定のための欠格事由に該当していないことが必要です。

なお、応募時においてこの欠格事由に該当しない場合であっても、事業者指定時において該当することがあれば、事業者指定ができませんので留意ください。

○介護保険法及び老人福祉法の規定を遵守していること。

下記1、2に該当する法人（その法人と代表取締役を同一人物とする法人も含む）は応募できません。

- 1 整備事前協議申出書提出時において、次に該当する法人
 - ・ 介護保険法及び老人福祉法その他法令に明確に違反していると認められる法人
 - ・ 介護保険法第23条の規定に基づき実施した実地指導における文書指示事項に対し、改善状況報告書を提出していない法人
 - ・ その他、市長が不適切と認める法人

- 2 整備事前協議申出書提出時より過去5年以内に、次に該当した法人
- ・ 介護保険法に基づく一部効力の停止処分を受けた法人

○本市が実施した過去の事業者公募での採択内容を遵守していること。

整備協議申出書提出時より過去5年以内に、下記に該当する法人（その法人と代表取締役を同一人物とする法人も含む）は応募できません。

- ・ 本市が実施した各種の事業者公募（特別養護老人ホーム・グループホーム・小規模多機能型居宅介護等）において、採択されたにもかかわらず辞退した法人、もしくは併設計画として採択されたにもかかわらず当該併設事業所を開設しなかった法人。ただし、特段の事情があるものとして市長が認めた法人は除く。

(2) 募集圏域

○市内の全区域

募集圏域は限定せず、市全域で募集します。

(3) 開設時期

○平成30年度内の工事完了厳守

平成30年度中に事業所整備を完了し、直後の事業者指定（平成30年10月、平成31年1月、4月のいずれか）を条件とします。

(4) 事業所の規模

○登録定員は25名以上（サテライト型については18名）であること。

整備する事業所は「登録定員：25名以上（サテライト型については18名）」とします。

また、小規模多機能型居宅介護事業所については、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の指定も受けていただきます。

(5) その他

○スプリンクラーを設置すること。

4 募集期間

○平成29年9月25日（月）から平成29年10月25日（水）まで

本募集要項に則り応募される法人の方は、p10の「小規模多機能型居宅介護事業所等整備協議申出書」（以下、「整備協議申出書」という。）を上記の募集期間内に提出してください。同日以降の受付は、一切行いません。

整備協議申出書を提出いただき、その後、申出に基づく「整備協議書」を「平成29年10月25日（水）」までに提出していただきます。整備協議書の様式については、整備協議申出書のご提出時にお渡しします。

なお、整備協議申出書等の提出に際しましては、事前に当課までご連絡の上、ご持参いただきますようお願いいたします。

＝提出書類＝

○整備協議申出書

提出期限－平成29年10月25日（水） 午後5時まで

応募に際して提出していただく「整備協議申出書」は、「NAGOYA かいごネット（ホームページアドレス <http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/top/>）」からダウンロードの上、ご利用ください。

○整備協議書

提出期限－平成29年11月27日（月） 午後5時まで

整備協議書の様式は、事前に提出いただく整備協議申出書をご持参いただいた際にお渡しします。なお、この整備協議書は、整備協議申出書の提出が期限までにない場合、受付をいたしませんのでご注意ください。また、整備協議書受理以降、法人都合等による計画変更は原則認められませんのでご注意ください。

【「整備協議書」の提出に関する留意事項】

- ・ 提出いただいた書類は返却しません
- ・ 提出書類は、A4判で1部提出してください。
- ・ 提出書類のうち、贈与契約書などについては、原本は保管し、当該契約書などの写しを提出してください。なお、その場合には、法人代表者による原本証明をお願いします。

【原本証明の例】

原本と相違ないことを証明します。 平成〇年〇月〇日 〇〇会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 印

5 事業計画の策定

(1) 介護保険関係法令の遵守

介護保険法及び関係する省令等に定められた基準を満たしていることが必要です。

また、地域密着型サービスの趣旨に沿った事業計画の策定をお願いします。

なお、基準等の概要についてはp11からp13の「小規模多機能型居宅介護事業所（看護小規模多機能型居宅介護含む）の事業と指定基準の概要」をご参考ください。

(2) 関係法令の遵守

前記(1)の介護保険関係法令等の遵守とともに、都市計画法、建築基準法、消防法等の関連法令を遵守した事業計画の策定をお願いします。

○新たに事業所を建設する場合

新たに事業所を建設される場合の開発の許可及び確認、また、市街化調整区域での整備計画については、事前に住宅都市局開発指導課（名古屋市役所西庁舎2階 TEL972-2770）へご相談ください。

○既存の建物を改修する場合

既存の建物を改修して事業所とする場合には、建築基準法により用途変更申請を要することが考えられますので、事前に住宅都市局建築審査課（名古屋市役所西庁舎2階 TEL972-2929）へご相談ください。

○非常災害対策等について

事業所の運営に際しては、非常災害対策を講じておくこととされていますが、これら火災等の非常災害への対策に関しましては、事前に事業所整備予定地を管轄する消防署へご相談ください。

○消防用設備等の設置について

事業所整備計画を策定する際の消防用設備等の取扱いに関しましては、上記の非常災害対策同様、事前に事業所整備予定地を管轄する消防署へご相談ください。

(3) 高齢者に配慮した事業所整備

小規模多機能型居宅介護事業所等の利用者は要介護等の状態にある高齢者の方となりますので、十分に高齢者に配慮した事業所整備計画の策定に努めてください。

＝配慮すべき整備の一例＝

- ・エレベーター： 事業所が2階建て以上の場合、エレベーター設置が必要です。
- ・便所： 介助を必要とする利用者の使用に適した構造・設備が必要です。また、複数設置で、車いす対応できることが望ましいです。
- ・宿泊室： ブザー、呼び鈴等の通報装置が設置されていることが望ましいです。
- ・台所： 火気を使用する部分の不燃対策や、保温・保冷による適時、適温食事の提供や食中毒の予防対策について十分な配慮がなされていることが必要です。
- ・洗面所： 衛生管理の面からも複数の洗面所の設置をお願いします。
- ・浴室： 手すり等を設置し、利用者の利便・安全に配慮したものであることが必要です。
- ・バリアフリー： 段差の解消を図るなど、利用者の移動が円滑に行われるよう配慮が必要です。

(4) 立地条件

小規模多機能型居宅介護事業所等は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流の観点から、住宅地または住宅地と同程度の地域の中にあることが必要です。

事業所整備予定地の検討には十分に留意ください。

また、土砂災害が発生するおそれがある土地での計画は協議事項とします。

(「急傾斜地崩壊危険区域」「土砂災害特別警戒区域」での開発については、愛知県知事の許可が必要)

(5) 事業用地の取得等

今回の整備補助金を活用した事業所整備は、その事業用地について法人自己所有を原則とし、一定の要件を満たす場合にのみ借地による整備も可能としております。

(6) 地元説明

小規模多機能型居宅介護事業所等を運営する事業者は、地域住民との連携や協力体制を確保するなど地域との交流を図るとともに、運営推進会議の設置が義務付けられています。この運営推進会議には、利用者や利用者の家族を始め、地域住民の代表者の方もその構成員とすることとされています。

そこで、応募に際しましては、**町内会や自治会を始め、十分に地域住民の方々、事業所予定地の近隣の方々への十分な説明を行ってください。なお、建築により日照・騒音等の影響を受けると考えられる地域住民に対しては、必ず個別に説明を行ってください。**整備協議書の提出時には、その結果や経過について別に用意します様式のご提出をお願いします。

なお、説明にあたっては、「名古屋市に応募し、事業計画が採択されない場合や平成30年度予算編成の過程において小規模多機能型居宅介護事業所等に対する補助金額が平成29年度整備補助単価より低くなった場合、同様の理由により補助そのものがなくなった場合等は事業化されないこともある。」旨の説明をするなど十分に留意してください。

(7) 他事業所との併設による事業計画

他の介護事業所等との併設による事業計画も可能です。その場合には、併設する介護事業所等に関する施設基準等を遵守していただく必要があります。

他事業所の併設の場合における整備補助金は、面積按分等により現に小規模多機能型居宅介護事業所等の整備に要した費用のみを整備補助対象といたします。

なお、有料老人ホームやサービス付高齢者向け住宅等と併設する事業計画も応募可能ですが、小規模多機能型居宅介護事業所等の趣旨に鑑み、当該住宅等の入居者のみを利用者としてすることなく、広く事業所所在地の近隣地域から利用者を募ることを条件とします。

6 補助金整備における留意事項

(1) 整備補助金

整備補助金額は、平成30年度予算編成により決定（平成30年3月議決予定）されますのでご了承ください。
平成30年度の「地域医療介護総合確保基金」の内示後、事業者あて補助金の内示をします。

(2) 整備補助金の交付要件

交付にあたっては、整備着手は、補助金の内示後となります。

なお、補助金の金額が変更された場合の収支計画の見直しは、寄附金や借入金などの金額を大幅に見直すことになるため、再度、事業予定者と協議を行うこととします。

(3) 補助金の交付時期

補助金の交付は、建物完成確認後となります。

(4) 資金計画について

事業実施にかかる必要な自己資金（施設建設にかかる自己資金、建設用地購入費及び事業運転資金等）が確保されており、事業運営にかかる資金収支計画に支障がないことが条件になります。

また、施設整備に必要な資金については、施設整備補助金、借入金及び寄附金等で資金計画を立てることとなりますが、協議の段階では補助金が確定していないため、便宜上、次の条件で資金計画を作成してください。

<イメージ図>

【資金計画フレーム】

施設・設備整備費			運営資金	土地代等
建築費、設計監理費	備品費	その他 (造成等)		

【資金の財源フレーム】

補助金	借入金	現有資金又は寄附金等
-----	-----	------------

① 借入金

- 施設建設費の借入金融機関先は、独立行政法人福祉医療機構（以下「福祉医療機構という。）及び同機構との協調融資締結金融機関先とします。
- 福祉医療機構（福祉貸付金）についても整備補助金と同様、平成30年度以降の取扱いが不透明な状況であり、大幅に貸付基準が変更される可能性があります。変更があった場合は、変更後の内容により再度積算するものとします。なお、借入金の変更に伴う収支計画の見直しは、寄附金の増額など大幅にその内容を見直すことになるため、再度、事業予定者と協議を行うこととします。

② 寄附金

寄附予定の資金は、協議書類提出後も確実に有している必要があるため、随時、寄附者の残高証明により確認を行います。

③ 自己資金（既設法人）

応募者が社会福祉法人の場合、介護保険移行時積立預金（積立金）については、全額自己資金として充当していただきます。

④ 運転資金

事業開始から施設の運営収入が確保されるまでの運転資金として、事業所の年間事業費の12分の3以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を自己資金として確保していることが必要です。

⑤ 収支計画

収支計画については、最多負担年度の収支を見込んでください。収支や支出の見込みについては、利用者の確保や職員の採用計画など、各事業者の経営方針に基づき、計画的な見込みを立てて算定してください。

なお、4年目以降には登録定員の7割以上、登録者がいる状況を維持するように努めてください。

(5) 建設工事について

施工業者の選定は、名古屋市の公共事業に準じて一般競争入札による請負契約を締結していただきます。

また、今回提出する見積書は、設計業者によるものとし、建設業者の見積書は不可とします。

(社会福祉施設の整備に際し寄附をした業者は、入札に参加できず、その下請けにも入れませんのでご承知おきください。)

事業所建設にあたっては、省エネルギー及び環境に配慮した措置を講ずるよう努めることが求められています。

(「エネルギー使用の合理化に関する法律」「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」及び同条例第91条第1項に基づき定められた「建築物環境配慮指針」を参照)

具体的には、建物の断熱性の向上、リサイクル製品(間伐材、リサイクルタイル等)の使用などについて配慮するようお願いいたします。

その他、施設建設の工事請負を受注した施工業者に対し、地元経済の振興を図る観点から、下請けについては地元企業(市内に本店を有する企業)を活用するよう依頼してください。

(6) その他補助金整備における要件について

上記以外の補助金整備における留意事項に関しましては、整備相談の段階で説明いたします。

7 審査・選考

(1) 審査

提出いただいた書類を審査させていただくほか、必要に応じてヒアリングや現地確認を行います。

なお、提出いただいた書類に虚偽等がある場合には、応募自体を無効とさせていただきます。また、選考後において虚偽等が判明した場合にも選考を無効とさせていただきます。

(2) 補助優先順位の選考

複数の法人から整備協議書の提出をいただいた場合、愛知県の予算編成の過程において、全ての整備協議書における整備案件について補助が不可能となる場合が想定されます。

そのような事態に備え、本市において、下記のとおり整備案件ごとに優先順位付を行い、愛知県に補助金の申請を行って参ります。ただし、県基金の審査において本市と異なる優先順位となる可能性もありますので、あらかじめご了承ください。

○優先順位について

下記の第1優先順位で優先順位をつけることができない場合は、第2優先順位。第2優先順位によっても優先順位が付かない場合は第3優先順位により整備案件ごとの順位を決定します。

第1優先順位・・・整備を行う事業所サービス種別

看護小規模多機能型居宅介護事業所>小規模多機能型居宅介護事業所>小規模多機能型居宅介護事業所のサテライトの順番で優先順位を高いものとします。

第2優先順位・・・整備を行う事業所の所在区

平成29年7月1日時点における小規模多機能型居宅介護事業所等の整備率が低い区の優先順位を高いものとします。

※各区の整備率(平成29年7月1日現在)については、p14をご覧ください。

第3優先順位・・・整備を行う事業所の中学校区

小規模多機能型居宅介護事業所等の数が少ない中学校区の優先順位を高いものとします。

※上記によっても順位付けが出来ない場合は、定員等を加味した上で順位付けを行っていきます。

8 スケジュールの概要

29年度	9月25日	整備協議申出書の受付開始
	10月25日	整備協議申出書の提出期限
	11月27日	整備協議書の提出期限
	11月～	書類審査・ヒアリング・現地確認等
	3月	名古屋市予算議決
30年度	4月～	<ul style="list-style-type: none"> ・整備補助金の内示後、事業所の整備に着手 ・事業所指定準備（指定申請書類作成等） ・事業者指定 （30年10月1日、31年1月1日又は31年4月1日）

9 その他留意事項

- 過去の本公募において採択され開設した事業所の中には、小規模多機能型居宅介護事業所等の特性から利用者数の少ない事業所があります。本市の補助金という公金をご利用いただく以上、広く市民に利用される事業所であることが求められます。
 ついては、応募する事業計画の事業所所在地の決定に際して的確な需要の見込める地域を選択すること、また開設後は利用者を確保するための周知に努め、決して利用率の低い状態が継続することのないようお願いします。
 なお、4年目以降には登録定員の7割以上、登録者がいる状況を維持するように努めてください。
- 小規模多機能型居宅介護事業所の計画につきましては、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の指定を併せて受ける予定としてください。
- 応募いただいた事業計画につきましては、法人の都合による事業所整備予定地、事業所開設時期等の変更は認めません。ただし、本市が必要と判断した場合は、本市からの書類の追加及び補正を求めることがあります。
- 事業所整備は、本市からの補助金内示後に着手してください。
- 年度内での整備完了を厳守できるよう計画を進めていただきますようよろしくお願いいたします。
- 原則11月27日以降の計画変更・辞退は認められませんのでご注意ください。なお、採択された案件につき万が一辞退された場合は、来年度以降5年間にわたり本公募に申し込むことができなくなりますのでご注意ください。
- 応募相談及び協議書類の提出は、運営法人の方の同席をお願いします。基本的に、代行申請は不可とします。
- 協議者が名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員等（暴力団員と密接な関係を有する者を含む）、名古屋市が行う事務及び事業からの排除対象者であることが判明した場合は、協議を無効とします。また、暴力団員等であるかどうかを愛知県警察本部長に対し照会することがあります。
- 既存の小規模多機能型居宅介護事業所等を廃止し、新規設立をする場合（移転を含む。）は補助対象外とします。
- 提出書類については、名古屋市情報公開条例（平成12年4月1日条例第65号）に基づく開示の対象となることもありますのでご留意願います。

介護保険法等の確認は

厚生労働省令「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」を始め、関係通知等、国の示す基準等の関連資料に関しましては、「NAGOYA かいごネット」を始め、以下のホームページで確認ください。

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> NAGOYA かいごネット | http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/top |
| <input type="checkbox"/> 厚生労働省ホームページ | http://www.mhlw.go.jp |
| <input type="checkbox"/> 独立行政法人福祉医療機構ホームページ | http://www.wam.go.jp |

お問い合わせ・ご相談は

募集に関するお問い合わせやご相談、また、「整備協議申出書」「整備協議書」の提出は、次までお願いします。
なお、ご来庁時には、必ず事前にご連絡ください。

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課居宅指定係
(市役所本庁舎2階)
電 話 052(972)3487
FAX 052(972)4147